

平成23年海津市議会第4回定例会

◎議事日程（第3号）

平成23年12月16日（金曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 議案第58号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第59号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第63号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第65号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第66号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第67号 字区域の変更について
- 日程第13 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第16 請願第2号について
- 日程第17 請願第3号について
- 日程第18 請願第5号について
- 日程第19 陳情第1号及び陳情第2号について
- 追加日程第1 発議第5号 国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書につ

いて

追加日程第2 発議第6号 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書について

◎出席議員（18名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	14番	渡辺光明君
15番	星野勇生君	16番	永田武秀君
17番	西脇幸雄君	18番	森昇君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青木彰君	総務部財政課長	服部尚美君
企画部長	伊藤恵二君	会計管理者	伊藤久義君
産業経済部長	大倉明男君	建設部長	丹羽功君
水道環境部長	高木武夫君	市民福祉部長	木村元康君

市民福祉部次長 兼福祉総務課長	平 野 敏 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	監 査 委 員 長 事 務 局 長	菱 田 義 博 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	水 谷 明 寛 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 茂 一	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（森 昇君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番 永田武秀君、17番 西脇幸雄君を指名します。

◎議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）から議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結についてまで

○議長（森 昇君） 次に、日程第2、議案第57号から日程第15、議案第70号までの14議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務委員長 川瀬厚美君。

〔総務委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○総務委員長（川瀬厚美君） おはようございます。

ただいまより総務委員会の報告をいたします。

海津市議会議長 森昇様、総務委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順です。

議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、否決すべきもの。議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第65号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第66号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条

例について、可決すべきもの。議案第67号 字区域の変更について、可決すべきもの。

審査意見を申し上げます。

議案第60号、議案第61号については、税収が伸び悩む中、給与及び報酬の下げ幅が少ないため、海津市特別職報酬等審議会での再検討が望まれるとの少数意見がありました。

また、議案第66号については、将来、水防団業務を消防団が引き継ぐことを考えれば報酬が少ないのではないかと意見があり、兼務したときにも再度報酬について検討を要望する、こんな意見でございました。

次に、総務委員会委員長報告として申し上げます。

審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項について、議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、反対する意見があり、審査、採決の結果、議案第57号については賛成少数で否決すべきものと決定し、議案第60号、議案第61号については賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、そのほか3案件は、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（森 昇君） 続きまして、文教福祉委員長 服部寿君。

〔文教福祉委員長 服部寿君 登壇〕

○文教福祉委員長（服部 寿君） 平成23年12月15日。

海津市議会議長 森昇様、文教福祉委員会委員長 服部寿。

委員会審査報告書を朗読させていただきます。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第58号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第59号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第62号 海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第63号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、継続審査とすべきもの。議案第68号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。議案第69号 指定管

理者の指定について、可決すべきもの。

文教福祉委員会での審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、もっと議論を慎重に審査する必要があるということで、全会一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

なお、その他の6案件につきましても、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（森 昇君） 続きまして、産業建設委員長 浅井まゆみ君。

〔産業建設委員長 浅井まゆみ君 登壇〕

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） それでは、産業建設委員会の御報告を申し上げます。

平成23年12月15日。

海津市議会議長 森昇様、産業建設委員会委員長 浅井まゆみ。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について、可決すべきもの。

なお、審査の経過を申し上げます。

付託案件の議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会の所管に属する事項について、修正案が会議規則第93条の規定により委員から提出されました。

修正案の内容につきましては、債務負担行為補正の中の岐阜県土地開発公社事業資金借入金債務保証の期間について、平成26年度までを平成24年度までにすることと、限度額について、当初の18億8,949万6,000円にするものでありました。この修正案につきましては、審査、採決した結果、賛成少数で否決されました。

次に、原案について採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その他1案件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをあわせて御報告いたします。以上でございます。

○議長（森 昇君） ただいま各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可します。

〔15番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 議案第57号は総務委員会の所管に属する事項で否決すべきものという結果を報告いただきましたが、この否決すべき要因、これは委員会での意見はどんな形で発せられていたのか、あわせて、総務委員会がこの補正予算の否決によって他委員会にいかな影響が発生するか考慮されて進行されたか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 否決された理由としまして、歳出の分で総務費の財産管理費342万3,000円、この部分、非構造物の予算に関して反対意見が多く、否決されたものであります。

内訳、その内容ということでありますけれども、新庁舎をLEDの電気に変えるという設計、また天井を耐震天井に変えるという設計、また旧庁舎の3階のフロアの設計変更、設計といえますか、そういったものを含めて、そういったことに対する反対意見が多かったということであります。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 2点目の総務委員会がこの予算を否決することによる影響が他委員会にあることを念頭に置かなかったかというお尋ねです。それをお答えください。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 当然そこところは頭にありますけれども、結果的にこのようになりました。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 今回の補正予算でそれぞれ重要な案件が出ておることは承知をされて進行されたものと判断いたしてお尋ねしておるわけです。特に、繰越金の歳入の見込み額、これが文教合わせて産建、この予算の中に反映されておるわけです。総務で否決をされるということは歳入の部分が見込めない、そういった予算になるのではなかったかなと。その辺をお尋ねして、なぜこういった形に最終的になってしまうのか、委員長として最善の手を尽くさなければいけないのではなかったか、その辺のことについてどういうお考えであったか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 当然各委員も承知の上で否決されたのでありますから、私としては可決にしたいというふうな気持ちでおりますけれども、結果としてこうなりましたので報告いたします。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 自分の意見を聞いているんじゃないです。議会のシステムの中で委員長としてどうあるべきか。補正予算というのは、当初予算と違って見積もりではあらへん、

現実の数字が出てきます。特に款項目については非常に重要なものであることは委員も認識しておったと思うんですが、委員長として正しい導きを考えなければいけないのではなかったのでしょうか。

浅井まゆみ委員長から産建の報告があったのでこれ以上申し上げませんが、なぜ短絡的に、皆さんもわかっておるからというお言葉を使われるのはいささか軽率ではありませんか。そういったことを進行されるのであるならばもっと別の手段が講じられたのではなかったか、そういった方向に向かわせることも委員長の役目でなかったかと思いますが、委員長どうですか。

○議長（森 昇君） 総務委員長 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） そういった努力も足りなかったとは思いますが、結果的にこうなりました。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会に付託案件の質疑を許可します。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 今、服部委員長からの報告をいただきました。その中で、議案第64号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、その中での審議内容を若干教えていただけるならば幸いかと。

私が考えるのは、これは単なる先送りではないのかなというふうにも考えられます。したがって、これに関しての若干の委員会の中での審議の内容をお教えいただければ幸いというふうに存じます。

それともう1点、議案第62号 海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてにお尋ねします。

私は、これは質疑の中でさせていただきましたけれども、どうしても下げ幅のほう小さいのではないかとというようなことを質問させていただきました。委員会の中ではこういったことは意見として出なかったのかどうか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 文教福祉委員長 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 六鹿議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第64号の海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例いわゆる設置条例の一部を改正する条例についての審議内容ということでございます。

これは、皆さん、各委員さんが慎重に意見を述べられました。時間も相当使って審議をさ

せていただきました。その中で、この後、請願も出ておりますが、いわゆる教育委員会として南濃町の住民の意見を聞いておるのかと、説明会等で意見集約的にはしておるんですが。しかしながら、片や延期を求める意見、片や請願のように早く今の条例のとおり速やかにしなさいという、これまた南濃町の方からも出ていますし、海津、平田からも出ておりますけれども、果たしてそれがいわゆる全員というか、皆さんの集約ができていないからこういうことができておるんであって、いささかちょっと今ある条例を変えるのはおかしいんじゃないかという意見と、今言ったように要望書で延期をした、請願で早くしなさいということがありますので、その中で期日を消して検討という項目も、これは条例として載せるのもいかなものかということも意見として出ました。

結論的に言いますと、今申しましたように、まだ教育委員会として議論が足りないと、いわゆる説明会をやって、教育委員会としてのトータルの中でどうであったかという検討というか報告を下さい。そしてそれからまた今言った皆さんの意見ももう一回聞きなさいと、それによってまた委員会を招集し審議をしたいということで、延期というか継続審議とさせていただきます。

また、2点目の質問、議案第62号の海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、当委員会としては、この件に関して委員さんから質疑等は全くございませんでした。以上です。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） ありがとうございます。今、継続審査というふうに、また、その審議内容も細かく教えていただきました。

そして、もう一回お尋ねするのは、継続審査はいつまでに終結するのか、いつ結論を出すというそういった先の見通しはついておるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 文教福祉委員長 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 委員のほうでは、いわゆる継続審議にして、その後、委員さんに私、委員長としての方針を示させていただきました。

まずもって、今12月16日でございますが、教育委員会のほうには私のほうから正式に、今申しましたような説明会をやったトータル的な意見をまとめてくださいと。それで、12月は委員会を開催しません。1月に再度させていただくということで、私としては、3月の第1回定例会までには審査の意見書を出したいと思っております。以上です。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 伊藤秋弘君。

○1番（伊藤秋弘君） 議案第64号の海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条

例の改正案でございますが、これにつきまして、平成18年度に十分議論され議決した件であります。委員の中に当然否決すべきという意見は出ましたかどうか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 文教福祉委員長 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

今申しました議案第64号の設置のことでございますが、今、六鹿議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、委員さんから、今、議員が質問された否決すべきものではないかという、否決という言葉は発せられませんでした。言葉の意見の中に、平成26年4月1日をもってという文言が削られ、いわゆる検討課題である。期日を削ってしまっておるということはこれはいかがなものかということで意見が出されております。

そして、今申しましたように、南濃町の方の意見等が十分に把握できていないのではないか、また逆に説明ができていないのではないかということは否定的な考え方であると私、個人的に委員長として思いました。

しかしながら、今申しましたように、否決すべきものではないかという言葉は発せられませんでした。以上です。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、産業建設委員会に付託案件の質疑を許可します。

六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 私は、議案第57号の中で、私も大きな関心を持っております。委員会ではどうだったのかなというようなことをお尋ねします。

土地開発公社事業の借入金、いわゆる債務負担、これについてお尋ねをします。

当然、可決すべきものというふうに言われましたけれども、私自身この問題は、一般質問でも再三質問をさせていただいております。私は全く将来の見込みはないであろうというふうに思っておりますけれども、委員会の中で、そういった見通しはどうか、また果たして年度内の延期といいますか延長したその期限内に完成、完売ができるというふうに判断をされたのか、また、これは大変大きな問題、こういった社会情勢をにらみますと、なかなかあそこへの企業誘致は難しいなというふうにも思われる。委員会の中ではそういったような御意見はなかったのか。

また、最悪の場合、19億円の債務負担、これは当然、委員会の中では海津市が将来は負担すべきものというふうに認識を持ってみえると思いますけれども、その場合に19億円という金額といいますか予算はどこから捻出するのかなと、そこまでの御意見が出たのかなということをお尋ねします。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） では、六鹿議員の御質問にお答えいたします。

委員会の質問の中では、地域での同意が必要ではあるが、その見込みはあるかという質問はありました。また、地元の同意を得られたとしても企業が来るとは思えないという御意見で、思い切った決断も必要ではないかという御意見もございました。それに対し、見込みは大変難しいものであるが、必ず地元が活性化につながるということで、努力をしていきたいということでもございました。

それから、19億円の債務負担に対する御質問は、特にはなかったと思っております。以上でございます。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 私ばかりではなく、ほかの議員さんの中でも工業団地への質問、また将来に対しての懸念というものが出ているということは、当然、産業建設常任委員会の皆さんもよく御承知のこととは存じます。そういった中で、努力をするという言葉、じゃ努力をした先に結果というものが必ずついてこなければだめではないかなというふうに思います。

私は、現在、大変税収が落ち込む中、皆様方の日々の暮らしも大変だろうと思うそんな中、19億円の債務負担、いずれはといいますか最悪の場合は皆様から納めていただいた税金をそこへ投入することになるのではないかなというふうに私は思います。また、委員会の中でもそこまでの危機感は、もしだめな場合、万が一だめな場合というそこまでの御意見は出ませんでしたか。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） そういう意見はございませんでした。

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） それでは、最悪の場合、市長の責任を問うような御発言はございませんでしたか。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） ございませんでした。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔16番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 二、三、そういう審議があったかどうか、まずお尋ねします。

まず、先ほど何か19億円の債務負担行為についての金額云々という話はなかったというお話でございますけれども、その中で特にお尋ねするんですけれども、今までの支払済額の説明があったかなかったか。さらに、あればそれはどのような内容で、例えば土地の取得費、

利息あるいは公社の手数料等、そういったような具体的な質疑はあったのかなかったのか、お答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、私は本会議のときにも御質問をさせていただいたんですけども、要するに延期の問題に関しまして、この解釈であります。このあたりの解釈というのは、この前も本会議場でもお尋ねしましたがけれども、23年から26年度までというのはいわゆる債務負担行為がなくなるわけでありますので、これは当然完売というような解釈を私はしておるんです。そういったことについてのさらなる審議がなされたかどうか、そして、なされたとするならばそれについての執行部はどのような御回答があったかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

先ほどの六鹿議員と若干、今申し上げた部分は、売れたらとか売れなかったらとかいうたればの部分もありますけれども、そういったことの定義を要するにしっかりしておきたいと思います。

ということは、債務負担行為が終了すればこれは当然もう借金という形になってくるわけでありますので、私はそのあたりは、要するに完売というふうに思っておるんですけども、そういった審議がなされたかどうか、あるいはそういったことについてどのような議論をされたかをお尋ねいたしたいと思います。

それからもう一つ、先ほどある程度の御説明がありましたけれども、いわゆる期限の変更といえますか、24年までにしたらどうかという御意見があったと委員長報告にありました。そのあたりについて、24年のほうが良いというようにおっしゃった具体的な理由、そのあたりもお聞かせをいただきたいし、じゃそれは26年のほうがいいんだという要するに比較をされた審議の内容、これを具体的にお答えいただきたいというふうに、あったらで結構です。お願いします。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） 今までの支払い済みの金額ということで、現在の借入金額、それからあわせて公社の事務費についての御質問がありました。

現在の借入額は7億4,700万円、それから今回の延期の関係で資金計画を見直しているということで、23年度までの総事業費が7億9,000万円、これは事務費も含めるということでした。

それから、24年度に修正案が出たということですが、委員からは、26年度が目標年度であるということでしたが同意が得られていないということを考えると、1年を目標にして同意を得ていくことが必要ではないかということでした。また市長や、それから議員の任期が25年度ということで超えてしまうということも理由に委員から述べられておりました。

それに対して、本来なら24年度から債務負担行為というのがなされるべきではないかとい

う御質問がありまして、ダブってしまっている部分があるのではないかと御質問がありました。

それに対して、借入れの関係がある現在、借入れをしているのは23年度末までで返済という形になる。そうすると返済期限は24年3月30日になっているということで、その時点でこれまで借りた分を一たん返済しないといけないということで、返済するときにまた借入れを行うので、その債務保証を行うということでございました。そうすると返済期限は今回の債務負担される期間の年度末になるということで、23年度以降24年、25年、26年と債務保証を行うことになるので、23年度からにしたということでございました。以上でございます。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 今ちょっと私は初めてこういう言葉を聞くんですけども、24年度とか26年度というのは目標年度やと、こういうふうにおっしゃっておるんですけども、これは要するに議案で出ておる限り目標でも何でもありません。これは私は、その期間というのは限られた、要するに議会で決めておる言葉でありますので、これは一体、内容的には目標なのかもわからんけれども、私は目標をいわゆる議案で可決することというのは、それは確かに先のことです。ですから目標なのかもわからんけれども、解釈として目標という言葉は私は適切であるかどうか、大変違和感を感ずるんですけども、まずそれが一つ。

それから、今おっしゃったように、例えばこれが24年度で終わるとなると、これは24年度で一たん全額お返しして、またその全額を返したり借りたりを繰り返さないかんから26年に延長したと、そういう理由でしょうか。

私は、そういうことやなしに、事業をなし遂げるためにこの期間が必要だから26年度やと思っておるんですけども、今の御説明だと、何か借入れを返したりまた借りたりせんならんから24年ではだめで26年度だというふうな受けとめ方ができるような審議だったように聞いておるんですけども、これは間違いでしょうか。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） 大変失礼いたしました。ただいま答弁いたしましたのはダブっている部分の質問の答えでございました。

26年度までにしたという理由ですが、本会議場でもございましたが、公共残土の見込みが今のところ大変難しいということで26年度までにしたということでございます。

〔「もう一つ、目標の話をお願いします。26年度目標というのはどう
いう」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） それに対して完売できるのかどうかという御質問はござ

いませんでした。

〔「違う違う」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 委員長、これちょっと回数外してくださいよ。

ということは、私が言うておるのは、26年度というのは目標年度やと、こういう言い方をされたので、そういう要するに委員会でこの議案は26年というのは目標やという解釈なんでしょうという議論をされたかどうかをお尋ねしておるんです。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） 特にそのことについては、御質問はございませんでした。

〔「違う、ちょっとすみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） はい。

○16番（永田武秀君） いいですか、ちょっと回数入れないでください。質問云々やないです。

委員長の言った言葉に対して私はお尋ねしておるんです。目標26年度とおっしゃったから、これは議案というのは目標ではないと私は思っておりますので、そのことをお尋ねしておるんです。そんな審議をしたとかしないとかというお尋ねはしていないです。

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） 失礼いたしました。

目標と言いましたのは、委員からそういうお言葉で御質問があったので、そう言ったまででございます。以上でございます。

○16番（永田武秀君） 委員長、だからその解釈だけきっちりしてくださいよ。目標というのは委員からあったので目標年度という26年度というお答えがあったから、そうすると、この議案は要するに23年から26年度、目標なんですよ。これははっきりしておいていただきたい。

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） 委員からそういう言葉がございましたので、その御報告を申し上げたまでです。以上です。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） だから、委員から報告があったという言葉じゃなかったよ。目標を26年度、ほんならこれ、どなたが目標26年度とおっしゃったんですか。それが1点と、それから今もう一つお尋ねするのは、要するに23年から26年まで、こういうふうで期間延長すれば、要するにその間に23年度末で一応借り入れの契約はそうなっておるんで、この段階においては自動延長になるのか、23年度末で一たんお金を返してまた借りると、こういうような手続になるんでしょうか。

これはあれですので、とにかく目標のことだけはっきりしてください。報告があったとい

って、報告の話と、これははっきり言って委員長の言葉として出たんだよ。

○議長（森 昇君） 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） 委員からそういう御質問があったということで御報告したということで、その御報告をしたまでですのでよろしくお願いいたします。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） これ大事な問題ですから、議案の本筋にかかわる問題なんです。要するに平成26年度を目標と入れないかんのだから、今の解釈であれば。だから、それはそういう話があったといって平成26年度目標にということを委員長はつきりおっしゃったわけだから、このことはやっぱりきっちりとしていただきたい、これは議案に載っていない言葉なんだから。そういう報告があったことと、それがあたかも目標のような言い方だとすると、これは要するに期限限定の議案なんです。そして、それが26年度目標といって、はっきり言っておっしゃってないでしょう、どなたも。ほかの24年度目標とは言われたと私は聞いておるんやけれども、そんなことはないと思う。議事録を調べてくださいよ。

〔「議長、整理をする時間をとってあげてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） じゃ、休憩します。10分間休憩します。

（午前9時44分）

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前9時52分）

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） 大変失礼いたしました。目標年度ではなく、完了年度でございました。訂正しておわびいたします。

○議長（森 昇君） 永田武秀君、よろしいですか。

○16番（永田武秀君） はい。

○議長（森 昇君） ほかに質疑はありますか。

山田勝君。

○7番（山田 勝君） せっかくの機会ですので、いろいろ今答弁もなされましたが、私は一番肝心なことは、議員諸氏が企業誘致努力をされておるのかないのかということも含めて一遍、皆さん賛成された方やないと、これをやられるには。そのことについて、委員会で努力しましょうというような、こういう方法でどうでしょうか、誘致しましょうとかというような声は出なんのかどうか。ただ引き延ばし引き延ばしをやっていくばかりでは私は納得できんのやけれども、これは。

そもそも執行部がこれを提案されたときに、質問してもすべてうそばかり言われたとい

うことにしか私は信用できんの。実際やったら今年度で、もうここで企業が来て既に操業を始めたらならんという、日にちてきに言って3年ということ。それがどんだけ進んだですか、これ。7億円、8億円、やがて9億円ということらしいが、それだけの金を使いながらどんなメリットがあったのか、それらも委員会として質問が出たかお尋ねをしたいと思いますので、お願いします。

○議長（森 昇君） 産業建設委員長 浅井まゆみ君。

○産業建設委員長（浅井まゆみ君） そういった質問はございませんでした。

○議長（森 昇君） 山田勝君。

○7番（山田 勝君） せっかく委員会を開かれても、そのような肝心なことが、ただ債務負担でまた1年、24年まで、それであかなんだら最終的には26年度まで延ばせばええやないか、延ばせばええと、金がどこから出てくるのやということを私は、いつときもそういったこと頭から抜けたことがないのやが、市長が自分の持ち金で払われるのなら私はとやかく言えません。市民の血税やったら、私はまださらにこれからよう黙っておらんというつもりでおりますけれども、余りにも乱雑過ぎる。この貴重な経費を、ありもせん金を借金ばかりしてあれもやる、これもやるということは私は全くもって理解ができないということだけを申し上げておきます。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第57号について、討論の通告がありますので、発言を許可したいと思います。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第57号 海津市一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

政府が年少扶養控除を廃止しなければ必要のない予算とはいえ、収入が変わらなくても扶養控除の廃止によって所得階層が変わり、保育料の金額が今より高くないようにするためのシステム改修業務委託料や、水晶の湯の天井落下を防止するための施設修繕工事費など重要な予算が含まれていることは認識しております。

しかし、統合庁舎建設事業の増額としての予算が含まれています。まだ建築基準法は変わっていませんが、非構造物に対する見直しの指針も出ていない状態で統合庁舎整備工事設計見直しの委託料をどのように算定されたのか、指針が出たときさらに見直しが必要になってこないかなどの疑問があります。本当に予算化するのであれば、今後、見直し基準などの国

の指針が出てきてからでも遅くないのではないのでしょうか。

また、債務負担行為の補正では、金額をわずかに下げましたが、岐阜県土地開発公社事業資金借入金債務保証の期間を延長されました。駒野工業団地の見通しは本当にあるのかとの疑問が多く聞かれる中、期間延長することは責任逃れになるのではありませんでしょうか。海津市にとって傷が大きくなならないうちにこの事業を打ち切ることも必要ではないかと考えます。

このように問題が多くある予算が含まれておりますので、今回の補正予算に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 続きまして、3番 赤尾俊春君。

〔3番 赤尾俊春君 登壇〕

○3番（赤尾俊春君） それでは、議案第57号の賛成討論を行います。

議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）について、原案に賛成するものとして賛成の討論を行います。

本補正予算につきましては、市にとっていずれも重要な案件であります。統合庁舎建設事業に関連する統合庁舎整備工事設計見直し業務委託料につきましても、東日本大震災の検証から天井等の非構造部材の見直しを受けたものであり、また他のものにつきましても、厳しい財政状況の中、市民に寄与する重要な事務事業の予算と確信するものでございます。よって、議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）の原案に賛成するものでございます。以上、賛成討論といたします。

○議長（森 昇君） 続きまして、5番 六鹿正規君。

〔5番 六鹿正規君 登壇〕

○5番（六鹿正規君） 私も8番 堀田みつ子議員同様の思いでございます。

今、庁舎建設に対しての請願が出ておる中、その請願に対する正しいといえますか適切なお答えもないまま、こういった状況の中で庁舎建設に対する補正予算、天井部分の補正予算に関しては全く、早過ぎると、もう少し先でもいいのではないかというふうに思われます。

そういった観点から、この議案第57号の一般会計補正予算、本委員会に属する事項については反対をいたします。

○議長（森 昇君） 続きまして、15番 星野勇生君。

〔15番 星野勇生君 登壇〕

○15番（星野勇生君） 議長の許可を得ましたので、私も議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）について反対討論を行います。

私は、平成23年12月14日に開催されました産業建設委員会で、議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する事項で第2表債務負担行為補正の一部

について修正案を提案いたしました。提案した修正の内容は、岐阜県土地開発公社借入金債務保証期限を原案の平成23年度から平成26年度の3年間を平成23年度から平成24年度に、また債務の限度額は18億8,949万3,000円を18億9,832万6,000円に改めるものでございました。しかし、産業建設委員会の結果として、提案の修正案は賛成少数で否決されてしまい、将来への不安は募るばかりであります。

ここで、委員会に提案した修正案の理由について申し添えさせていただきます。

1つ目、市長の任期や議会の任期をはるかに超えてしまう期限の設定は、この債務について責任の所在が不明確で無責任きわまりない行為であります。

2点目は、駒野工業団地は平成20年10月16日に岐阜県土地開発公社と協定が締結され、平成23年度末完成予定で債務負担行為が議会で決定されています。しかし、地域の同意が得られていない現況をかんがみ、事業推進のための最重要課題である地域同意を得るための努力目標として1年とし、平成24年で設定いたしました。

3つ目、限度額については、当初計画の年度別事業費で示されている18億9,832万6,000円に変更したものでございます。

さて、地方自治体の予算は住民のものとして住民のために作成される大原則から申せば、事業が完成できなかったのを理由に事業年度を計画初年度から平成26年度にするということは、住民のために意を尽くした予算とは言えません。よしんば、完成の暁においてこの事業の最終目的である企業誘致ができ完売できる見通しが、現下の状況ではなきに等しいのではないのでしょうか。

特に、駒野工業団地開発事業に関する基本協定の第13条において未分譲用地の取り扱いが規定されております。条文で、市は、第1条第4号、これは事業期間を定めておるものがありますが、期間終了後においてなお未分譲用地が存するときは、事業期間終了後、今回の原案では債務負担の期限である平成26年度に生ずる当該用地に係る借入金利息相当額を負担するものと定めています。この基本協定の変更なき場合は、分譲地が販売できずに資金回収ができないときは海津市が借入金の利息を払うということであると思います。最悪の状態に陥れば未来永劫に利息の支払い義務が生じると考察するところであります。

以上、修正案の主たる理由と将来起き得る可能性について私の所見を述べました。住民のものとして住民のために作成される予算の大原則にいま一度立ち返り、事業の見直しをされるよう提言させていただきます。

なお、議員の皆様には、議員の原則論である住民の代弁者であることをいま一度お考えいただき、御協力をいただきますよう切にお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

そのほか、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、総務委員長は否決、文教委員長は可決、産業建設委員長は可決すべきものでありますので、本案は原案について採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございました。総数17人、起立11人ということでございます。起立多数ということで、よって、議案第57号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第58号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございました。起立多数。よって、議案第58号 平成23年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第59号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立多数。よって、議案第59号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

5番 六鹿正規君。

〔5番 六鹿正規君 登壇〕

○5番（六鹿正規君） 議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私は反対の討論をさせていただきます。

私は以前、市長に対して、市長、あなたの給与を見直すつもりはございませんかという質問をさせていただきました。市長は報酬審議会にかけたいという御答弁があり、また、そういった中で報酬審議会の中で決めていただきました。しかし余りにも下げ幅が低いと。市長に関しては5%ですか、4万円ですね。

ここで、きょう傍聴にお見えの方に1点だけ御報告させていただきます。

私ども議員も市長もそうですけれども、今回、12月の期末手当をいただきました。この経済状況の大変な折に、皆様方のとうとい税金から私どもはいただきました。議員に関しましては70万円ほどいただきました。これは、いただいて当然という表現が正しいのか申しわけないという気持ちが正しいのか、余りにも公務員といたしますか私ども特別職、恵まれておるのかなと。こういったことを考えますと、やはり私は市長に対して、現在の経済状況をよく考えて再度報酬審議会を開いていただきたいというふうに思っております。

したがって、現段階でのこの改正する条例の下げ幅には、私は断固として反対をいたします。

○議長（森 昇君） 以上で通告による討論は終わります。

そのほか、討論ありませんか。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 赤尾俊春君。

〔3番 赤尾俊春君 登壇〕

○3番（赤尾俊春君） 議案第60号について賛成討論を行います。

議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成するものとして賛成の討論を行います。

海津市特別職報酬等審議会において、他団体における報酬等の状況や最近の社会情勢等のかんがみ、答申された内容を踏まえての改正であります。よって、議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての原案に賛成するものございます。以上、賛成討論といたします。

○議長（森 昇君） そのほか、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり

可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。起立多数。よって、議案第60号 海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第61号について、討論の通告がありますので、発言を許可したいと思います。

5 番 六鹿正規君。

〔5番 六鹿正規君 登壇〕

○5 番（六鹿正規君） 議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、私は反対をさせていただきます。

先ほども議案第60号の中で申し上げましたように、現在の私どもを取り巻く環境は大変厳しいというふうに思っております。そういった中で私どもは、合併以前は、私ども旧平田町議会におきましては町議会議員の報酬は20万円で行っていました。合併していろんな議論があり、議員の定数が減り、また、そういったわけではないとは思いますが、議員の定数が減ったので議員報酬を上げたというような話も聞いております。じゃ、私どもを取り巻く環境はどうでしょうか。合併以前と何ら変わらない、またそれ以上厳しくなっておるのではないのでしょうか。

海津市特別職報酬等審議会の皆様方が一生懸命知恵を出し、議論をしていただいた末のこういった結果が出ております。しかし、やはり市民の皆さんのことを考えると、皆様方のとうとい思いが入った税金でございます。その中からいただく、そういったことを考えますと、市民の中からは、合併しても何もいいことがなかった、何もいいことがないという方が大勢おみえでございます。私どもは合併して議員定数が減り、議員報酬は上がり、だからこそ、今こういった経済状況を真剣に考えますと、報酬審議会に対しましてもう一度一考を願えんかと、住民の感情をもう少し取り入れて議員報酬の見直しをできるならば、お願いすることを要望いたします。

したがって、現段階でのこの下げ幅、もう1点つけ加えれば、職員の皆さんの人事院勧告による給与減、これは4月にさかのぼります。私どもはなぜ来年の1月1日からなんでしょう。到底これは職員の皆様にも市民の皆様にも御理解はいただけないというふうに思います。したがって、私は反対をいたします。

○議長（森 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

そのほか、討論ありませんか。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 赤尾俊春君。

〔3番 赤尾俊春君 登壇〕

○3番（赤尾俊春君） 議案第61号について賛成討論を行います。

議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成するものとして賛成の討論を行います。

議案第60号でもありました市長、副市長の給与の減額改正と同じく、海津市特別職報酬等審議会において、他団体における報酬等の状況や最近の社会情勢等をかんがみ答申された内容を踏まえての改正であります。よって、議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての原案に賛成するものがございます。以上、賛成討論といたします。

○議長（森 昇君） そのほか、討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第61号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございました。起立多数ということで、よって、議案第61号 海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第62号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第63号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号については、文教福祉委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、発言をお許してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 今、会期中はそれぞれ委員会の日程等が把握できております。しかし、休会中もしくは閉会中の委員会の情報が全く得られない現況を考えると、私は、この後に出てきます審査について情報を得たいので議員への委員会の情報提供を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 昇君） わかりました。

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

次に、議案第65号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第65号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号について討論はありませんか。

〔11番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

○11番（服部 寿君） 議案第66号について、反対の討論をさせていただきます。

総務委員会の審査意見の中で、水防団員の業務を消防団が引き継ぐことを考えれば報酬が少ないのではないかと、再度報酬について検討を要望するという言葉もありますが、議会初日冒頭で私が質問させていただきました高須輪中水防団及び南濃水防団の廃止条例が出ていない段階での報酬の上げ、また、その説明ではない部分のいわゆる国からの指導、東日本大震災等での消防団の業務に対し報酬が低いのではないかとということで上げられるということですが、冒頭に今、申しました水防団の廃止条例が出ていない現段階において、私としては整合性がとれてないという意味で反対とさせていただきます、反対討論させていただきます。以上です。

○議長（森 昇君） そのほか、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第66号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 起立多数。よって、議案第66号 海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第67号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 宇区域の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第68号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第69号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第69号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第70号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 海津市公共下水道南濃中南部浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで休憩したいと思います。15分間休憩します。55分まで。

（午前10時38分）

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時55分）

◎請願第2号について

○議長（森 昇君） 続きまして、日程第16、請願第2号についてを議題とします。

第3回定例会において総務委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから総務委員長から審査結果の報告を求めます。

総務委員長 川瀬厚美君。

〔総務委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○総務委員長（川瀬厚美君） 海津市議会議長 森昇様、総務委員会委員長 川瀬厚美。

請願審査報告書。

本委員会に平成23年第3回定例会で付託され、継続審査になっていた請願は、次のとおり決定したので、会議規則第134条第1項の規定により報告します。

記。

受理番号、請願第2号。受理年月日、平成23年9月7日。付託年月日、平成23年9月9日。件名、統合庁舎建設計画見直し実施の請願。請願者住所、海津市南濃町羽沢704-1。請願者氏名、海津を考える会代表者 土方隆博。紹介議員、藤田敏彦、六鹿正規、山田勝氏の3人です。

委員会の意見。本請願について慎重に審査した結果、3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、建設計画を見直す必要があるとのことで、採決した結果、賛成多数で採択すべきものに至った。

審査結果、採択すべきものであります。

裏面をごらんください。

審査意見を申し上げます。平成23年9月7日受理、平成23年第3回定例会の9月9日に本委員会に付託され継続審査となっていた請願第2号については、これまで、総務委員会を7回開催し、慎重に審査を行ってきた。

委員会での主な意見は次のとおりです。

1 項目めについては、新しい街づくりも視野に入れた庁舎建設については、行政、議会だけでなく、市民の皆さんの意見も取り入れていくということは、これからの大きな課題である。この地域をどのようにしたいかというビジョンを持ってもらいたい。

2 項目めについては、東日本大震災で効果のあった防災、液状化対策工事・工法については、これから検証されていく部分であるが、今の現状を懇切丁寧に住民に説明することが必要である。

3 項目めについては、今、市民の検討委員会を設置してということは難しいことであるが、例えば庁舎に看板等を立て、庁舎建設の完成図や財政計画等を表示し、広く市民に知らせる場が必要である。

4 項目めについては、津波等の影響を考慮した庁舎設計については難しいが、防災計画については、国の方針が決まらないからではなく、独自できちんと考える必要がある。

5 項目めについては、位置を決めたときの経緯を知らせる必要がある。今の計画を、市民に情報を開示して、もっと理解してもらう必要がある。

6 項目めについては、甘い見通しではなく、最悪のパターンまで検討した財政計画が必要である。

7 項目めについては、統合庁舎建設計画について、特に力を入れて広報していく必要がある。

総合的な意見として、東日本大震災による被害を受けた「合併市町村及び被災市町村以外の合併特例債の期限延長に関わる法律」が継続審議中でもあり、結果を見きわめながら見直しを検討するとの意見があった。以上、報告を申し上げます。

○議長（森 昇君） 委員長の報告が終わりました。質疑を許可したいと思います。

質疑はございませんか。

〔16番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） この審査意見ですけれども、これ7項目あるんです。どういうふうにとらえていいかちょっとわからないんですけれども、要するに語尾が全部ではないですけれども、大部分が「必要である」「必要である」「必要である」「もらう必要がある」、6項目めも「が必要である」「必要がある」と。これは必要があるやから、これはしかしこの請願が採択されない限りだめやと思うんですけれども、必要がある必要があるとって、これは要するにこうやって意見を集約されたら総務委員会はこれがこれだけ必要があるということで、これをどういうふうに、議会のいわゆる請願採択か採択でないかわかりませんけれども、これ、こういう報告ですけれども、必要がある必要があると、これはどのようにどういうふうでこれからというような審議をされたのか。ただそういう意見があったというだけなのか、ちょっとこのあたり、私はこういうのを初めて見るものですから、どういうふうにこれを委員会としてお進めになるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 「必要がある」という言葉が多いわけでありますけれども、行政からの説明がまだまだ市民に対して不足しているということが皆さんから出まして、こういう言葉としてあらわれております。

また、ここで仮に採択された場合、議会として市長あてにそういった意見書をつけて出されます、ルールとして。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） そうすると、総務委員会の全員というかわかりませんが、どういう審査をされたかわからんけれども、総務委員会としては、例えば3、4、5、6、

7項目と「必要がある」ということで、ある程度、総務委員会の総意なのかどうか分かりませんが、これ、請願がもし採択されなったらこういうことはどこかへ消えていってしまいうわけで、これは一体、だから総務委員会として審査意見、これをどういうふうに私は集約されたのか。

正直言って、こういうことがあったということはわかりますけれども、じゃこれを要するに行政に対してどういうふうにしていくのか、どうなのかもうちよっとはっきりしていただかん、非常に必要があることはわかりますので、必要があるということならもうそれはそういうふうでお願いしますということを意見として委員会としては言わないかんことになるんじゃないでしょうか。どうなんでしょう、これ。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 自治法による意見書ということではなく、委員会としての意見ということで出すことはできるということでありまして、出しましょうという意見には至りませんでした。以上です。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） だから、審査意見だからね、これ。報告やないんや。だからそのあたりは、この僕は集約の仕方というのは、何か要するに必要や必要やと委員会で言うたなら、やっぱりそれを必要やと言う先は行政しか私はないと思っておるんです。議会でお互いに言い合っておったって何にも意味にならないわけですから、そういう集約というのは当然、総務委員会として、この全体のあれは別として、総務委員さんとしてはそれが必要やということで行政のほうへ提出しようというお考えなんですね。というふうで集約されておるんですね。お尋ねや、これ。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 意見がありましたけれども、その意見書を出しましょうということにはなっておりません。

いろいろと審査意見がいっぱい出た内容をもっと詳しく委員会としても行政に出すべきではないかと、そんな意見も当然ございました。しかし、じゃ出しましょうという結果にはなっていないということです。

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 何回も発言してはいかんですけれども、必要や必要やと言うておいでそういうふうになっておりませんと言って、そしたら、この必要であるというのはどういう集約なのかなという、これは素朴なお尋ねです。

委員会の様子もわかりませんので、そのあたりもうちょっとわかりやすく、こうやってこれだけ必要である必要であると書いておいて、いやそういう集約になっておりませんと。こ

んなんやったら、今おっしゃっておることは議事録になるんであって、それは議事録ではないと私は思うんや。要するに意見を全部述べるなら、いろんな、そうであるという意見も、いやそのままでええという意見も当然あるんやけれども、それは全然出ていないわけですから、僕はちょっとそのあたりの集約の仕方にどういうふうな判断をしたらええか、大変、委員ではない者としてはちょっと苦しむ審査意見ですので、もうちょっと委員会以外の人にもわかるような御説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 審査意見が全員執行部の方々にも配られるから、これでいいのではないかということであります。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔13番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 飯田洋君。

○13番（飯田 洋君） 同じような質問ですけれども、請願第2号の第5項目の中に防災上の観点から位置の再考を図ることとなっております。委員長の報告の審査意見の中で、5項目めについては位置を決めたときの経緯を知らせる必要があるということですが、知らせればいいだけという、そういう意見の集約というふうに解釈してもよろしいのでしょうか。委員会での審議の経過も含めてそういう解釈でよろしいのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 請願代表者は、3.11もありましたから、今の位置について疑問を持ってみえますから、ここに決められた経緯を知らせてはどうかという委員の御意見でこういうふうに載っております。

○議長（森 昇君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

請願第2号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

11番 服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

○11番（服部 寿君） 請願第2号 統合庁舎建設計画見直し実施の請願の採択に反対の立場で反対討論を行います。

統合庁舎の建設計画は、市長の諮問機関であります統合庁舎検討懇談会及び市議会庁舎検討特別委員会におきます議論の結果、第一義として進められてきたものであります。

中でも、統合庁舎の位置につきましては、海津郡3町合併協議会協定書に定める安全性を

第一義として、経済性、利便性を重要判断基準として検討がなされ、当時の安全性の議論の中では、アドバイザーであります岐阜大学教授により、本市に被害が想定される大地震の発生に伴う揺れの分析をもとに議論が交わされ、検討の上、位置決定がなされてきております。

近い将来発生が予測される東海地震、東南海地震、また複合型東海地震、さらには関ヶ原養老断層系地震が発生した場合の海津庁舎での想定震度は、複合型東海地震では震度5強、関ヶ原養老断層系地震では震度6強と言われております。

統合庁舎は、本市の防災拠点として機能できる高い耐震性と市の財産として長期間使用できる高い耐久性を備えた施設であることを目標とし、耐震については、官庁施設の総合耐震計画基準における耐震安全性を第一義とし、大地震後、構造体の補修をすることなく使用できる庁舎として早期に防災活動が行えることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保がなされ、図られ、庁舎として計画されておりますので、請願第2号の採択には反対いたします。以上、反対討論といたします。

○議長（森 昇君） 続きまして、8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、請願第2号 統合庁舎建設計画見直し実施の請願に賛成する立場から討論を行いたいと思います。

審査意見にも「説明することが必要である」や「理解してもらう必要がある」など、行政が市民へ説明を十分にしているとは言えないことを総務委員会のどの委員からも発言が上りました。

建設計画のこれが終わった後、実際に3月11日の東日本大震災を目の当たりにする中で、このまま見直しも立ちどまりも何もせずに庁舎建設に突っ走ってよいものか疑問です。市民の多くの方々も不安を抱いてみえるからこそ、このような請願が出てくるのだと考えております。

請願を詳細に見ますと、実施困難と見受けられるところもあるとはいえ、多くの方々の思いも理解できますので、きちんとした形で行政にこたえていただく、そのためにもこの請願を採択していただくのが重要かと考えます。

さらには、合併特例債の期限延長も視野に入っている今、ぜひともそのことを考慮に入れていただきたいことを述べまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

そのほか、討論はありませんか。

〔6番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 藤田敏彦君。

〔6番 藤田敏彦君 登壇〕

○6番（藤田敏彦君） 請願第2号 統合庁舎建設計画見直し実施の請願につきまして、私は、海津を考える会代表者 土方隆博氏が提出されました請願に対して、紹介議員の一人として賛成討論をさせていただきます。多少、堀田議員とダブったところがあると思いますが、よろしく願いをいたします。

現在まで進めてまいりました統合庁舎の計画は3.11東日本大震災以前のものです。一般的に言われております今後30年以内に87%の確率で東海・東南海・南海地震が起きると公表されております。最近では、宮崎県沖日向灘と南海トラフ海溝との海溝軸を震源域とした5連動地震ということも想定されていると言われております。

全国各地で、建物の耐震化、津波による河川への遡上、液状化対策、防災避難計画の見直し等の研究が進められております。私どもは12月4日に市民との対話集会を行いました。74名の参加者でありました。活発な意見が飛び交い、なかなかの好評でありました。もっと市報だけではなくいろんな情報を開示していただきたいと、そういう意見が飛び交い、これから私どもは市民の意見をどんどん吸い上げて、皆さん方の意見を反映できるようにこれからも頑張ってまいりたいと。今回の大震災によりまして、市民の皆さんは非常に関心が高まっております。

先ほども出ましたが、政府としましては合併特例債の交付期限が5年間の延長という閣議決定がされております。この延長により、統合庁舎建設計画の見直しのチャンスが我々に与えられたのではないかと私は思います。

東日本大震災の教訓を生かし、あの悲惨な現況を我が海津市に置きかえて再度考えていただきたい。よろしく願いをいたします。以上をもちまして請願第2号の賛成討論といたします。

○議長（森 昇君） そのほか、討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから請願第2号 統合庁舎建設計画見直し実施の請願を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） 総数17、起立9人ということで、よって、請願第2号 統合庁舎建設計画見直し実施の請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎請願第3号について

○議長（森 昇君） 次に、日程第17、請願第3号について議題とします。

さきに総務委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから総務委員長から審査結果の報告を求めます。

総務委員長 川瀬厚美君。

〔総務委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○総務委員長（川瀬厚美君） 海津市議会議長 森昇様、総務委員会委員長 川瀬厚美。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告します。

記。

受理番号、請願第3号。受理年月日、平成23年10月21日。件名、海津市新庁舎建設全面見直し再考の請願。請願者住所、海津市南濃町津屋2837－268。請願者氏名、海津市政を考える会代表者 田中重則。紹介議員、渡辺光明氏。

委員会の意見。今回議会に提出された本請願について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、3月11日発生 of 東日本大震災の教訓を徹底的に検証し、市民の安全・安心、利便、効率、経済性等を勘案し、市民のための市政を望まれる請願の趣旨に賛同があり、採決で賛成多数により採択すべきものとの結論に達した。

審査結果、採択すべきもの。以上、御報告いたします。

○議長（森 昇君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔15番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 素朴過ぎるお尋ねであります。先ほどの請願は統合庁舎建設計画見直し実施、今回は、海津市新庁舎建設全面見直し再考、この差は一体全体どこにあるか、委員会での審査の過程でそういった話題になったかどうか、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 請願者の御意見ですと、全面見直しとか一字一句すべて賛同して紹介議員になったわけではないと。趣旨として賛成したということでありまして、深い審議はされませんでした。結果的に賛成多数で採択ということでありました。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） したがって判断に非常に苦しむ内容になっておりますが、前段の先ほ

どの請願第2号でいくと見直し実施ですね、それを希望されておるだけという判断でもいいと思うし、今回の請願第3号については、こういった御意見があったかどうか、いわゆる場所も含めて見直しをしたらどうや、そういった意見が出たのかどうか、その辺の審議の過程をお知らせください。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 趣旨に対してということでありまして、中身については論議はありませんでした。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） その辺はわかりました。

ただ、請願第2号について、請願者、代表者の御意見を聞いたかに聞いております。請願第3号について、海津市政を考える会の請願者について御意見を拝聴したのかどうか、それだけお答えください。

○議長（森 昇君） 川瀬厚美君。

○総務委員長（川瀬厚美君） 代表者にはお話はしておりません、聞いておりません。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

請願第3号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

11番 服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

○11番（服部 寿君） 請願第3号 海津市新庁舎建設全面見直し再考の請願の採択に反対の立場で反対討論を行います。

請願第2号と同じようでございますが、統合庁舎の建設計画は、市長の諮問機関であります統合庁舎検討懇談会及び市議会の庁舎検討特別委員会におきます議論の結果を第一義として進められているものでございます。中でも、統合庁舎の位置につきましては、3町合併協定書の定める安全性を第一義として数年、そして合併からももう6年もたち、利便性の重要判断を基準として検討がなされ、当時の安全性の議論であります岐阜大学の教授による想定される地震の分析をされて位置決定がされております。近い将来の地震も想定される中で、今この庁舎を海津庁舎の東側に建てるという計画であります。

請願第2号との大きな違いは、全面見直しをすると今の位置を変えるということでございますが、ならば3町合併協議会の議論は何であったのか。合併以後、今言いました市長の諮問機関並びに我々議会の検討委員会の中で十分議論されて決定されたものであります。それ

を全面見直しするということは、その数年たった我々の議論を無視するということでございます。

確かに3.11東日本大震災の被害がございましたが、統合庁舎の実施設計がもうなされ、建設計画にかかろうという時期にありまして、今定められております建築基準法によりますことに、3.11以降、国土交通省からも計画というか設計の見直し等はなされておられません。つまり、阪神・淡路大震災以降の建築基準法によりまして大丈夫であるというお墨つきが今いただいておりますということと判断いたしております。

特に、本日可決されました補正予算であります非構造物の耐震性は指針があり、今、可決されたことでありますが、そもそも建築基準法は3.11以降もその前の基準で大丈夫であるということは、今、実施設計されております本市の庁舎の建設計画の中では十分足り得る計画になっておるという判断であります。

ですから、この請願であります庁舎の検討全面見直し、いわゆる位置も含めての請願、いわゆる再考してくださいということには反対する意味で反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 昇君） 以上で通告による討論は終わりました。

そのほか、討論はありませんか。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 私は、委員長報告のとおり請願第3号は賛成すべきものとして討論いたします。

今、反対の討論の中で全面見直しの再考、これは、いかにもこの請願を可決するんであれば見直しが決定してしまうというような解釈があったかと存じます。私は、先ほど請願第2号の中でも、やはり市民に対して情報をもっと提供してくれという趣旨、また、この請願第3号も私は請願者の意思は恐らくそういったことであろうと、また紹介議員にもお尋ねをしましたと、そういったことを踏まえて、請願第2号同様、私はもっともっと市民の皆さんの御意見を聞くということで、これを採択すべきものと賛成いたします。

○議長（森 昇君） そのほか、討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから請願第3号 海津市新庁舎建設全面見直し再考の請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。起立少数ということで、請願第3号 海津市新庁舎建設全面見直し再考の請願は、不採択とすることに決定をいたしました。

なお、請願第2号につきましては採択されましたので、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

◎請願第5号について

○議長（森 昇君） 次に、日程第18、請願第5号について議題といたします。

さきに文教福祉委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから文教福祉委員長から審査結果の報告を求めます。

文教福祉委員長 服部寿君。

〔文教福祉委員長 服部寿君 登壇〕

○文教福祉委員長（服部 寿君） 付託されました請願の審査報告書を朗読させていただきます。

平成23年12月15日。

海津市議会議長 森昇様、文教福祉委員会委員長 服部寿。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告いたします。

受理番号は、請願第5号でございます。受理年月日は、平成23年12月5日。件名は、南濃中学校と城南中学校との統合促進について。請願者住所は、海津市南濃町田鶴245-4。請願者氏名は、河合貞治郎氏他925名。紹介議員は、川瀬厚美議員、星野勇生議員であります。

委員会の意見を述べさせていただきます。

今回議会に提出された本請願については、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、継続して審査する必要があるとの結論に達しました。

それで、当委員会としては、継続審査とすべきものと決定をさせていただきました。以上でございます。

○議長（森 昇君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可いたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 先ほども質疑の中でさせていただきました。改めて、ここで期日について一応確認のため質疑をさせていただきます。

いつまでに継続審査の結論を出していただけるのかお尋ねします。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 議案第64号と一緒に議題とし、委員の御意見を伺いました。

それで、その前の議案のときも六鹿議員から質問がありまして、私の思いとして、いわゆる
終結すべき時期を述べさせていただきました。これも同じように、来年1月早々に委員会を
開きながら、私としては第1回定例会までに結論を見出せないかという思いであります。こ
れは、申しわけございません、私の思いでありますので、委員の御意見は聞いておりません。
以上です。

○議長（森 昇君） ほかにありませんか。

〔15番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 委員長、確認のためにお答えいただきたいと思うんですが、この請願
について、私は紹介議員としては賛意を示してまいりました。しかし、残念なことに請願者
の思いを聞き取っていない状況の中で継続審査にされるのであれば、そういった予定はある
んでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 紹介者として招致し、意見を聞くことができるわけでご
ざいますが、私、委員長としての独自の判断では参考人を招致できません。委員会で呼ぼう
ということになれば呼べるということですので、新たに委員会の折にその旨、もし委
員の方から招致し、意見をということになれば、そのように進めたいと思っております。以
上です。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

ただ、せんだって議会でお定めをいただきました請願・陳情取扱要綱の中に、請願者の意
見を申し上げたいという希望があったら開催しなければならない、そんな項目があったよう
に記憶いたしております。そんなことは判断材料の一つとしてならないのでしょうか、どう
でしょうか。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 今は委員会として委員からそういうことがあるというこ
とでございますが、まずもって請願者のほうから私の思いをということがあれば、当然ですが
受ける覚悟でございます。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、委員長から閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

◎陳情第1号及び陳情第2号について

○議長（森 昇君） 次に、日程第19、陳情第1号及び陳情第2号について議題といたします。

さきに文教福祉委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから文教福祉委員長から審査結果の報告を求めます。

文教福祉委員長 服部寿君。

〔文教福祉委員長 服部寿君 登壇〕

○文教福祉委員長（服部 寿君） 陳情審査の報告書を朗読させていただきます。

平成23年12月15日。

海津市議会議長 森昇様、文教福祉委員会委員長 服部寿。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告いたします。

受理番号は、陳情第1号でございます。受理年月日、平成23年10月17日。件名は、国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書採択を求める陳情でございます。陳情者の住所は、岐阜市吉野町6-14 三井生命岐阜駅前ビル6階。陳情者氏名は、岐阜県保険医協会会長 平田正士氏でございます。

委員会の意見でございます。今回議会に提出された本陳情については、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、当市においても国保財政については厳しい状況のため、国庫負担金の引き上げを求めていく必要があり、採択すべきものと結論に達しました。

その結果、委員会としては、採択すべきものと結論いたしました。

次に、陳情第2号について陳情審査報告書を述べさせていただきます。

平成23年12月15日。

海津市議会議長 森昇様、文教福祉委員会委員長 服部寿でございます。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告いたします。

受理番号は、陳情第2号。受理年月日、平成23年11月21日。件名は、保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書の採択を求める陳情でございます。陳情者の住所、名古屋市中熱田区沢下町9-7 労働会館東館405。陳情者の氏名は、全国福祉保育労働組合東海地方本部執行委員長 安藤光枝氏でございます。

委員会の意見。今回議会に提出された本陳情については、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、当市においても保育所運営費国庫負担金は大きな問題であり、国庫負担金を廃止していかないよう求めていく必要があり、採択すべきものと結論に達しました。

その結果、本委員会としては、採択すべきものと結論づけました。以上でございます。

○議長（森 昇君） ただいま委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可いたします。

まず、陳情第1号についての質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、陳情第2号についての質疑はありませんか。

〔15番議員挙手〕

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 審査の過程の中でのそれぞれの委員の御意見をお聞かせいただくのが本当ですが、現在、海津市はこども課を設定して幼保一元化に向けて動いております。国においても、子ども・子育て新システムの法案が提出されて、まだ結果が出ていない状況下であることは委員長も御存じであろうと思います。

ただ、保育所運営についてはまだ決定事項でない。平成24年はたしか保育所は存続すると、そういったことも情報として流れておったと思うんですけども、その辺のことについて委員会での審議の内容をお知らせください。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 星野議員の質問にお答えさせていただきますが、いわゆる来年、平成24年度以降というよりも、今現在、今定例会にも上程されています補正予算等もありましたが、国の負担金が減ってきておるということは事実でございます。当市においてもそういった関係上、私立の負担金を国からいただいておりますということでございますので、このまま下げるのではなく、逆に言ったら維持、逆に言ったら引き上げをということでござ

いまして、来年度以降というよりも、今現状も踏まえて、意見書を出すのに、採択するのに異議はないんじゃないかという意見でございましたので、報告させていただきます。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

現在、保育所運営費というのは、国の基準に基づいて私立を含めて補助を受けておるのは事実であります。それを廃止するという状況下に現況ではまだなっていないのではないかな。厚生労働省、文部科学省、両者がこのことについて協議をして、一定の方向、いわゆる、子ども庁なるものができればそういった動きも急速に加速していくんでなかろうかなということとを私自身は情報として得ておりますが、今陳情が出たからこの陳情書を意見書としてまとめて、お出しになることは少し急ぎ過ぎではないかな、そういう判断を私自身はしておりますが、そういった意見は委員会の中になかったんでしょうか。

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○文教福祉委員長（服部 寿君） 委員の方々からは、海津市、そんな早く出さなくてもいいんじゃないかという意見はありませんでした。海津市以外の岐阜県内の市の状況も、検討した結果既に出されておるところもあると、それから委員会付託しているところもあるということでございますので、この意見書自体反対するものではないということでありまして、時期が早いんじゃないか、そういうような今申しました議論はなかったわけですが、逆に出すことに賛成、全会一致でしたので、そういうふうでは、早いという意見はなかったということですから全員が今出すことに賛成という判断であると思います。

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。こういったことが現実味が帯びてからでも遅くないというのが私の意見です。

それから、陳情者の方の執行委員長の安藤さん、このことについても、少し疑問を持ってきました。いいか悪いかじゃなくて、国に本当に届く意見書を作成いただければいいのかなと。無論廃止されんことを願っておりますが、国民負担、町の負担、それから子どもを育てる親の義務、そういったことを踏まえて検討していただいたらよかったのかなという思いでございました。

あえて、むちゃな話をするつもりはありません。しかし、委員会の審査の内容についてお聞かせいただいたらということでお尋ねしておりました。お答えは結構です。私の意見として委員長に届けばと思います。ありがとうございます。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、陳情第1号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認めます。

次に、陳情第2号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから陳情第1号 国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書採択を求める陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、陳情第1号

国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第2号 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書の採択を求める陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。起立多数。よって、陳情第2号 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書の採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書及び保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書の提出がありましたので、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書を追加日程第1とし、保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書を追加日程第2とし、直ちに議題といたします。

ここで、追加議事日程を配付いたしたいと思います。

〔追加議案の配付〕

○議長（森 昇君） 皆さん、配付されておりますか。手落ちないですね。

◎発議第 5 号 国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書について

○議長（森 昇君） それでは、追加日程第 1、発議第 5 号 国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番 服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

○11番（服部 寿君） 発議第 5 号、平成23年12月16日、海津市議会議長 森昇様。提出者は海津市議会議員 服部寿。賛成者、海津市議会議員 飯田洋、賛成者、海津市議会議員、永田武秀氏でございます。

国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

理由でございます。現在、産業構造の変化や高齢化により国保財政が厳しい中、国民皆保険の根幹である国民健康保険制度をめぐる状況を改善するため、国は、国保に対する国庫負担金を引き上げ、国保財政の安定化を図るよう強く求めるためでございます。

裏面をごらんください。

国民健康保険に対する国庫負担金の引き上げを求める意見書。

国民健康保険法第 1 条では「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定め、これを制度化したものが国民皆保険である。

国民健康保険法が発足した当時は、自営業者、農林漁業者が加入の中心であったが、産業構造の変化や高齢化により、加入構成が一変した。

こうした状況を受けて、国は、国庫負担金を引き上げて国保の安定運営に全力をあげるべきだったが、1984年の国庫負担率49.8%を、2009年には25.0%に引き下げた。このため、保険料は、全国的に大幅に引き上げられ、2009年には全国の国保加入世帯の20.6%、442万世帯が保険料を滞納する事態に陥っている。当自治体においても国保運営に大変苦慮しているのが実態である。

2011年は、国民皆保険が発足して50年の節目にあたる。国民皆保険を形骸化させないために、国は、国保に対する国庫負担金を引き上げ、国保財政の安定化を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日。

岐阜県海津市議会。

内閣総理大臣 野田佳彦殿。

財務大臣 安住淳殿。

厚生労働大臣 小宮山洋子殿。

総務大臣 川端達夫殿。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 昇君） ただいま提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許可します。
星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 議長、この文言の改正について提案をしたいんですが、その可能性について先にお知らせください。議長、調べてください。意見書の文言の改正。

○議長（森 昇君） しばらく休憩します。

（午前11時54分）

○議長（森 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時57分）

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） ただいま意見書案ということで、「案」という言葉を忘れまして追加させていただきますことと、修正をお願いしたいということでございますが、下から5行目、442万世帯が保険料を滞納する事態に陥っている、当海津市においても国保運営に大変苦慮しておるということで、「当自治体」ということを「当海津市において」というふうで訂正をさせていただき、御審議をいただきたいと思います。

○議長（森 昇君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。賛成多数。よって、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この意見書は、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付いたします。

◎発議第6号 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書について

○議長（森 昇君） 次に、追加日程第2、発議第6号 保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

11番 服部寿君。

〔11番 服部寿君 登壇〕

○11番（服部 寿君） 発議第6号、平成23年12月16日、海津市議会議長 森昇様。提出者は市議会議員 服部寿。賛成者、市議会議員 松岡光義、賛成者、市議会議員 西脇幸雄でございます。

保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

理由でございます。国においては、全国どこの自治体においても保育所最低基準を満たした保育の実施ができ、すべての子どもたちの発達権が保障されるよう保育所運営費国庫負担金を廃止せず、国の責任で必要十分な財源を確保することを強く求めるためでございます。

裏面をごらんください。

保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書案でございます。

少子化が進み子育て不安を抱える親が増える中で、保育所には、仕事と子育ての両立支援に加えて地域の子育て支援の拠点としての役割も求められている。一方、長引く不況の影響もあって保育所待機児童が激増しているが、各自治体での保育所整備をはじめとする待機児童解消策は思うように進んでいない現状がある。すべての子どもたちの発達権を保障するために、国・自治体が保育・子育てに責任を持つことがますます重要になっている。

保育所運営費は、保育所最低基準を維持するために国が支出する義務的経費の国庫負担金であるが、平成16年度から公立保育所に係る保育所運営費が一般財源化された。その結果、全国の自治体で保育所経費の主として人件費が節減され（日本保育協会の平成19年4月調査）、保育士の非正規化や公立保育所の民営化が進み、保育環境が低下しているとの報告もある。これに対し、民間保育所の運営費については、平成15年12月の政府・与党6者が「引

き続き（国が）責任を持つ」と合意した経過もふまえて維持されてきた。

ところが、住民税の年少扶養控除廃止に伴う増収分に関する政府内の議論で、保育所運営費国庫負担金を廃止して全額地方負担として増収分を充てる案が浮上している。保育所では「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって最低基準を地方条例で定めることとなり、保育保障のナショナルミニマムが維持されなくなる懸念が出ている。これに加えて国が保育所運営費を廃止すれば、地方の財政事情に左右されて保育予算が充分確保されず、保育環境に地域格差が生じることとなり、結果として子どもの発達権が保障されなくなる。

よって、国においては、全国どの自治体においても保育所最低基準を満たした保育の実施ができ、すべての子どもたちの発達権が保障されるよう、以下の事項について強く要望する。

記。

１．保育所運営費国庫負担金を廃止せず、国の責任で必要十分な財源を確保すること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日。

岐阜県海津市議会。

内閣総理大臣 野田佳彦殿。

厚生労働大臣 小宮山洋子殿。

総務大臣 川端達夫殿。

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 昇君） ただいま提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許可します。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより発議第6号を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（森 昇君） ありがとうございます。起立多数であります。よって、発議第6号
保育所運営費国庫負担金を廃止しないことを求める意見書については、原案のとおり可決

することに決定いたしました。

この意見書は、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付いたしたいと思います。

◎閉会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年海津市議会第4回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（午後0時04分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年12月16日

議 長 森 昇

署 名 議 員 永 田 武 秀

署 名 議 員 西 脇 幸 雄